

境界確認実務取扱者 各位 様

栃木市有財産（市道・法定外道路・市有水路敷）の境界確認については、令和2年4月1日より別紙のとおり様式等を変更させていただきます。

変更理由：境界協定書・同意願から境界確定書の変更に伴う様式の簡素化。

なお、旧様式については暫くの期間は使用可といたしますが、早めの切り替えをお願いいたします。

実務取扱者様には、大変ご迷惑をおかけしますが、趣旨をご理解の上、ご協力の程よろしくをお願いいたします。

栃木市道路河川維持課

栃木市有財産
(市道・法定外道路・市有水路敷) の
境界確定について
(説明・様式)



(令和3年4月1日)

栃木市道路河川維持課

あなたの土地が里道、水路などの官地や栃木市の認定道路に接しているとき、境界確定を申請することにより境界を明確にすることができます。

栃木市で確定できるもの

- ・ 里道、水路、河川（市の管理するもの）など、公図にある地番のついていない土地との境界（いわゆる官有無番地）
- ・ 区画整理事業などで整備された道路や水路、道路拡幅などにより栃木市名義となった土地との境界
- ・ 栃木市の道路として認定されている道路との境界など

※ただし、栃木市の管理する学校、公園、上下水道施設、墓地などについては、それぞれの施設担当課（学校施設課、公園緑地課、環境課等）にご申請ください。

栃木市で確定できないもの

- ・ 国道、県道、県河川、栃木市以外が管理する公共用地との境界
- ・ 建築基準法に基づく位置指定道路や私道との境界
- ・ 私有地との境界など
- ・ 国県道等の連絡先

国道 50 号線：宇都宮国道事務所小山出張所 0285-45-9770

国道 293 号線及び栃木県道：栃木土木事務所 管理課 0282-23-3435

東北自動車道、北関東自動車道：初ノ東日本宇都宮管理事務所

0289-76-3135

【令和3年4月1日版】

担当課：栃木市都市建設部

道路河川維持課道路河川管理係

住 所：〒328-8686 栃木市万町9番25号

電 話：0282-21-2405・2791

F A X：0282-21-2684

Mail：dourokanri@city.tochigi.lg.jp

I 境界確定申請について

1. 申請書類 提出部数1部

(1) 境界確定申請書【必須】

申請者は、申請地（公共用財産に隣接する土地）の所有権を有する者（法定代理人を含む）又は、そのものから委任を受けている者です。

(ア) 法人にあっては代表者とします。（代表者印を押印してください。）

法人が解散又は破産等している場合は、清算人又は破産管財人等（証する書類添付）定款等において、代表者以外に処理権原を与えている場合は、当該定款等に定める者
特殊法人にあっては、法律、定款、寄附行為を定める者となります。

(イ) 所有者が死亡している場合は、原則として相続人全員とします。ただし、代表者でも申請することができます。

遺言書がある場合は、遺言執行者で申請をしてください。ただし、遺言執行者が指定されていない場合は、指定されている相続人で申請してください。

遺産分割協議書がある場合は、遺産分割協議書に指定されている相続人で申請してください。

(ウ) 共有地については、原則として共有者全員とします。ただし、代表者でも申請することができます。

(エ) 未成年、成年被後見人、被補佐人及び補助人である場合

法定代理人（親権者等、成年後見人、補佐人及び補助人）となります。（証する書類添付）

(オ) 申請者の代理人が法定代理人であることを証する書類（申請者が制限能力である場合）

(カ) 土地所有者が数人の場合は別紙で添付されても結構です。

(キ) 土地所有者が不在者の場合 法定代理人(財産管理人)とします。

この場合、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者を記名のうえ法定代理人が併記押印してください。

(ク) 開発行為申請に伴うもので、土地所有者が多数の場合、申請地の土地所有者の委任を受けた開発行為の施行者とすることができます。この場合において、当該施行者が申請地の土地所有者から委任を受けたことを証する書面を添付してください。

(ケ) 申請する土地が信託財産登記されている場合は、信託目録(信託原簿)を添付の上、原則、委託者及び受託者両者の共同申請とします。ただし、受益者が設定されている場合は、受託者及び受益者の共同申請とし、信託目録(信託原簿)に特別な定めがある場合は、その内容に従った申請とします。

(コ) 「差押」または「裁判所競売開始決定」の記載がある場合は、登記事項証明書等に「差押」または「裁判所競売開始決定」の記載がある場合は、債権者または申立人の同意書等を添付してください。

(サ) 宗教法人の申請において、申請地が「境内地」「墓地」の場合は、申請地の現状または

登記事項証明書等上の地目が「境内地」もしくは「墓地」となっている場合は、宗教法人法)第 23 条に基づくそれぞれの宗教法人の規則が定める者としします。なお、規則に別段の定めがない場合は、責任役員の議決により定めた者としします。その場合は、責任役員議事録を添付してください。

(シ) 邦人が外国に在住している場合は、住所を確認できる資料として、日本の在外公館がある場合は在留証明書を、存在しない場合はその地域を支配する権限のある政府等からの証明書を添付してください。さらに、印鑑証明として、住所地の日本領事館等において印鑑登録した証明書を添付してください。印鑑を使う習慣がなく印鑑証明書を得られない場合は、本人の署名、拇印等に相違ない旨を証明する住所地の日本領事の書面を添付してください。

(ス) 土地所有者が外国人である場合は、本国に居住する外国人の場合は、各国政府等、または公証人の証明した居住及び署名(サイン)証明書を添付してください。証明付きの日本語訳文も添付願います。なお、日本国内に在留する外国人の場合は、在日各国領事館が発行する在留証明書及び署名(サイン)証明書を添付してください。

※公的書類は、原本と写しを持参し、窓口で確認後原本は返還します。

(セ) 委任する場合は、申請書の実務取扱者欄に記名押印ください。

境界確認に係る事務を行うにあたり、土地家屋調査士、測量士、測量士補その他土地の境界確認に必要な測量、確定図面作成等の能力を有する者に境界確認に必要な実務を行わせてください。

(2) 現地案内図【必須】

住宅地図を使用し、現地へ至る経路がわかるもので、方位も併せて記入してください。

(目印となる施設から目的地へ至る経路としてください。)

(3) 法務局公図の写【必須】

法務局備付の公図の当該公共用地及び出願地の箇所ならびにその隣接地全部を転写したもの(着色箇所は同様に着色する)に、つぎに掲げる事項を記入してください。

(ア) 土地所有者の住所、氏名、地目、地積

(イ) 当該公図の転写年月日及び転写者の氏名、押印

法務局で証明してある公図は転写年月日及び転写者の氏名の記載は必要ありません。

公図をオンラインで取得した場合は、「本公図はオンライン請求により取得したものである。」と記入し、取得者の氏名、取得日を記入、押印して下さい。

(ウ) 境界を確定する部分を朱書きしてください。

(4) 現況実測平面図【必須】

現地の形状が明確に把握できるとともに、道路・水路・境界標構造物等を明記した実測図を作成してください。ただし、家屋・垣根・その他のものは、公共用地に対する位置関係を知るために必要な部分の記載があれば全体を表示する必要はありません。

(5) 切絵図及び地引絵図、耕地整理図等の写 (任意)

市では切絵図及び地引絵図、耕地整理図を保管しています。下記所管課にて1枚300円にて写しを発行しておりますので、参考にする際は写しを添付してください。(保管のない地域があります。また、耕地整理図は栃木地域の一部のみとなります。)

栃木地域・・・道路河川維持課 (対象図郭が特定できればその場で発行)

栃木地域の一部・・・吹上公民館又は皆川、寺尾公民館

その他の地域・・・資産税課にご相談ください

※資産税課取扱分は遠隔地保管等のため、後日発行となります。

※土地異動申告書(分筆申告書等)も資産税課にあります。

※公図と現況実測平面図と相違がある場合は添付してください。

(6) 添付書類

(ア) 隣接地及び対側地の要約書

(イ) 隣接地及び対側地の境界協定図写しや分合筆の地積測量図等

(ウ) 下記の書類は必要に応じて添付してください。

①和紙公図 ②コンピュータ化による閉鎖公図 ③土地登記簿謄本 ④土地台帳

⑤土地異動申告書 ⑥区画整理図 ⑦土地改良図等 ⑧座標一覧 ⑨重図

⑩合図 ⑪その他

※地籍調査区域の公図には、道路・河川等の長狭物内にある有地番は表示されていません。(下記に記載あり)

※境界確定範囲で、公図が多数の場合は合図を作成願います)

(7) その他

・地籍調査区域内の道路・河川等の長狭物内にある有地番は公図には表示されていません。コンピュータ化に伴う閉鎖公図や和紙公図により確認する必要があります。そのため、**大平・藤岡・岩舟地域**については、コンピュータ化に伴う閉鎖公図や和紙公図を提出してください。土地登記簿謄本には地番が残っていますので、確認してください。

・地籍調査が一部完了していない地域は、藤岡地域となっています。公図と差違がありますので、藤岡産業振興課に確認の上、成果簿、地積図、座標を取得してください。

・**境界確定に要する費用は全て申請者の負担となります。**

Ⅱ 境界確定に関する注意事項

1. 境界確定の説明

- ・境界確定に当たり、必ず境界確定に必要な土地所有者に説明してください。
 - ①境界確定をおこなう理由 ②境界立会をおこなう理由 ③境界標設置の理由
 - ④境界確定書への署名押印の理由
- ※以上のことを、丁寧にわかるように説明し理解を得てから着手してください。
- ・説明不足の場合、誤解を招きトラブルとなった例があります。
- ・境界確定の件で、下記の様な相談例がありますので注意してください。
 - ①不審な者から話があった。 ②不審者がいる。 ③市で把握はしているのか？
 - ④家の周辺で測量している者がいるが何をしているのか？ ⑤市で行っているものか？
 - ⑥勝手に宅地に入ってきている。 ⑦泥棒ではないか？

2. 資料の収集をお願いします。

- ・境界確定の申請前に境界に係る資料を収集してください。
 - 法務局・・・公図、地積測量図、和紙公図、コンピュータ化に伴う閉鎖公図、
コンピュータ化に伴う閉鎖登記簿謄本、登記簿謄本など
 - 県・・・・・・周辺の境界協定図（同意図）、道路台帳敷地図
事業課において、用地買収等をおこなった経緯がある場合は、用地測量図や境界立
会確認書、座標など。
 - 国・・・・・・周辺の境界協定図
 - 市・・・・・・周辺の境界協定図（同意図）、切絵図、地引絵図、土地異動申告書
道路台帳図、コンピュータ化に伴う閉鎖道路台帳（境界標示がある場合有）
事業課において、用地買収等をおこなった経緯がある場合は、用地測量図や境界立
会確認書、座標など。（事業課：市街地整備課、産業振興課、道路河川整備課等）
 - 土地改良区・・・・・・土地改良図、換地図、現形図（新・旧）

●境界確定図交付申請書について

- ・境界が確定したものについて、証明いたします。
- ・境界確定の証明を受けた図面を取得することになりますので、充分にご注願います。個人情報等が含まれています。取得した者の責任においてお取扱ください。
 - ・1枚につき、手数料 300 円が必要となります。
 - ・協定図等の証明は、個人情報により個人印及び氏名（名称）は削除いたします。
図面作成者の印は表示します。
 - ・A3を超えるサイズの協定図等については原則、申請された地番に関する範囲で交付
となります。

3. 申請や関係者と立会前に必ず、市担当者との協議をしてください。

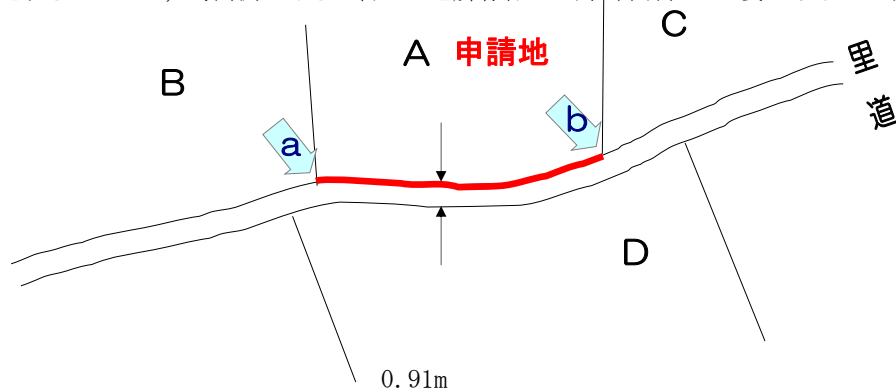
- ・宇都宮地方法務局栃木支局の指導により、原始筆界、曲がり、折れ等について事前に協議いたします。

- ・市管理公共用財産の確認箇所の位置、幅等を協議させていただきます。併せて、両側または片側の協議をおこないます。(横断図等を含めて)
- ・過去の境界確定が復元不能などの理由により再確定が必要となる場合には、協議させていただきます。
- ・その後に、関係者と立会をお願いします。

隣り及び向いの土地所有者の立会（承諾）が必要な理由について（参考事例）

たとえば、A番の土地と里道の境界（点aから点bまで）を確認したい場合、点aはB番の土地とも接することとなり、将来、B番の境界を確認する場合の始点ともなります。したがって、公図上ずれを生ずることなく境界を確認するためには、隣接のB番の土地所有者の立会（承諾）が必要となるのです。同様に、点bを確認するためには、C番の土地所有者の立会（承諾）が必要となります。

また、里道は、通常1尺、2尺、3尺といった昔からの幅で決められますが、A番の接する里道の幅を3尺（約0.91m）として境界を確認すると、D番と里道との境界も必然的に決まってしまうのです。したがって、3尺の里道の位置を特定するためには、対向側にあるD番の土地所有者の立会（承諾）が必要となるのです。



4. 境界確定における土地の立ち入りについて

- ・敷地内に立ち入る場合は、必ず了解をいただいた上でお願いします。
- ・在宅しているときは、その都度、挨拶をお願いします。
- ・不審者として、不法侵入で警察に通報される場合がありますのでご注意ください。(事例あり)

5. 許容誤差と境界標の復元

現場の状況や将来の紛争防止のため、必ずしも当てはまらない場合があります。そのため、必ず事前に担当者と協議してください。

①許容誤差について

- ・境界点間の許容誤差は基本的に±2cmとします。ただし、成果図の年代的精度、境界点間の距離などから、必ずしもこの限りではありませんが、誤差の原因、現場の状況等を考慮したうえで、出来るだけ誤差が少なくなるよう努めてください。また、必ず担当者と事前に協議のうえ対応をお願いします。
- ・なお、基本幅がある場合は、基本幅が欠けないようにお願いします。

②復元について

- ・境界標の復元については、原則として対側地を含めて復元をお願いします。
- ・復元に際しては、関係土地所有者の承諾のうえ境界標の調整、標示をお願いします。ただ

し、市保管の成果図等をもとに既設境界標を測量した結果、下記の項目に該当しないものについては、対側地を計算点で処理することも出来ます。

- ① 4 m 未満の後退の生じる道路
- ② 精度の高い基準点等が確認出来ないなど、現地の復元能力が低い場合
- ③ 現地と境界ラインが大きく異なる場合
- ④ 将来、紛争の恐れがある場合

必ずしも上記の限りではない場合もあります。必ず担当者と事前に協議のうえ対応をお願いします。

6. 仮設杭の標示をお願いします

・境界確定の立会いを申請する場合には、あらかじめ市道及び公共用地をはさんだ向かい側及び隣接土地所有者と十分協議し、市道等の公図幅を確保し、現地に仮設杭の標示をお願いします。

・仮設杭は木杭、割り箸、リボン等で、速やかに確定できるようご協力をお願いします。

(この段階で本杭は入れないでください。)

・私物（構造物・工作物）に着色やキズ、ケズリ等の目印等をつけないでください。器物損壊として、警察に通報される場合もありますのでご注意ください。（事例あり）

・代理人の方は、公正公平、中立的な立場において境界の確認を行ってください。

7. 現地立会日をご連絡いたします。

・申請書類の審査を行います。

・審査により不足資料等がありましたらご連絡いたしますので提出願います。

併せて立会日のご案内をいたします。

・立会いは現地で行います。当日は、申請者及び隣接土地所有者との立会いは不要です。

・現地での立会において、不慮の事案や支障が生じた場合には、後日、再度の現地立会をお願いします。

・現地での滞在時間（概ね 30 分程度）が決まっておりますので、スムーズに確認できるようお願いします。

8. 街区基準点等を出来る限り使用してください。

・栃木地域では街区基準点が設置されております。街区基準点等は公共基準点となっております。

※基準点データは、国土交通省のホームページ又は簿冊にて閲覧してください

都市再生街区基本調査成果の提供システム

国土地理院 基準点・測地観測データ → 基準点成果閲覧サービス

9. 立会完了後、境界杭を設置してください

・現地確認の立会後に、仮設杭からコンクリート杭及びプラスチック杭、金属標、金属鋌等に入れ直してください。設置した境界杭等の写真を提出してください。

・コンクリート杭及びプラスチック杭、金属標（鋌）は市で支給しますので、必要数を事

前にお知らせください。

コンクリート杭（＋→）：105 mm×105 mm×600mm

プラスチック杭：45 mm×45 mm×450 mm 70 mm×70 mm×450 mm

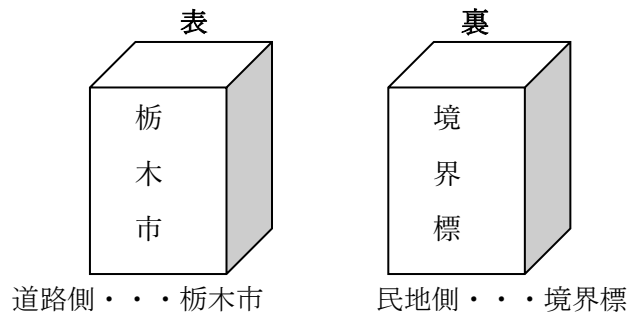
金属標：50 mm×50 mm×4 mm及び35 mm×35 mm×4 mm

金属鋌：φ60 mm及びφ30 mm

※在庫が無くなりしだい配付は終了となります。

- ・コンクリート杭は、置き場が別な箇所となりますので、確認願います。
- ・プラスチック杭及び金属標（鋌）は、車両に積載しています。
- ・プラスチック杭は10本以上使用する場合は、事前にご連絡ください。
- ・市街化調整区域では、出来る限りコンクリート杭を設置してください。

(設置例)



10. 下記の場合は、事前相談して下さい。

- (1) 公共用地の占用する場合：道路占用許可申請書
- (2) 公共用地の使用する場合：法定外公共物使用許可申請書
- (3) 寄附する場合：寄附申出書
- (4) 道路後退用地とする場合：狭隘道路補助のときは建築課。寄附申出書
- (5) 用途廃止、払下、土地交換をする場合：用途廃止申請書、交換申請書

※状況により不可の場合もありますので事前相談をお願いします。

11. その他のご注意

・境界不調

- (1) 申請書が提出され、立会に至らない場合又は立会後に境界確定書等の提出が無い場合は6ヶ月を経過した時点で不調とみなします。
- (2) 不調の場合、書類は返却しませんのでご了承ください。

※6ヶ月を経過する可能性がある場合は、経過書を含めた申出書を提出していただければ、延長も可といたします。

・境界確定申請取下書

申請後、取り下げる場合は、境界確定申請取下書を提出してください。

・現地確認後に境界同意書が得られない場合は、今事案により設置された境界標については、トラブルの原因となりますので必ず撤去してください。

Ⅲ 境界確定書について

1. 確定書類

2部提出してください。 注) コピーは不可

確定書類の綴り方は(1)～(3)の順とし、割印を①又は②のとおり押してください。

①袋とじの場合は、表紙と背表紙に関係者全員の割印を押してください。

②ホッチキス止めの場合は、各葉に関係者全員の割印を押してください。

※割印する箇所に注意願います。

(1) 境界確定書(市所定のもの)

申請者及び隣接土地所有者の署名・実印を押印してください。(自筆であれば認印も可)

(ア) 申請者及び隣接者の署名・実印を押印してください。(自筆であれば認印も可)

(イ) 相続等が発生している場合は、原則として相続人全員の同意が必要です。やむを得ない理由があり代表者での同意となる場合は、別途確約書が必要となりますので協議してください。(戸籍謄本等添付)

(ウ) 共有地については、原則として共有者全員の同意が必要です。やむを得ない理由があり代表者での同意となる場合は、別途確約書が必要となりますので協議してください。

共有者数及び共有持ち分により同意者の人数が変わる場合もありますので、事前にご相談願います。

(エ) (イ) (ウ) 以外の案件については、ご相談ください。

(2) 法務局公図の写し(申請時に添付したものと同等)

(ア) 協定部分(対側部を含む)を朱書きしてください。

(イ) 土地所有者の住所、氏名、地目、地積

(ウ) 当該公図の転写年月日及び転写者の氏名

(3) 境界確定図(現地確認した内容で作成)

(ア) 市道番号を明記してください。

(イ) 縮尺は1:250又は1:500とします。

用紙サイズは、A4又はA3とします。

但し、広範囲となる場合は、A3より大きいサイズ(A2等)も認めますが、その場合、A3サイズに1:500で入るようにお願いします。(複数枚可)

(ウ) 現況図と重ねてください。

(エ) 確定部分(対側部を含む)を朱書きしてください。

(オ) 確定点(基準点含)の座標を余白に記載してください。

・点名、X座標、Y座標、境界標の種類(杭種)を記載とする。

(カ) 筆界点、境界標の種類を記載とする。

(キ) 横断図の記載

・協議において横断図を記載するかを決定する。

- ・道路及び水路について、境界の中心となる点について記載する。
- ・横断図の記載が必要となる箇所
- ・境界トラブルになる恐れのある箇所 ・側溝面端が境界となる箇所

(ク) 所有者等の表示は、**地番のみの表示**とする

(ケ) 市道路管理区域線明示をする場合は、赤の破線としてください。

(コ) 既境界済みの箇所については、緑線として、○年○月○日協定(同意)としてください。

月日が不明の場合は、○年協定(同意)としてください。

(サ) 立会年月日等について

- ・立会年月日を記載する。
- ・協定年月日を記載する。(協定書等締結時に市で記入します。)
- ・図面作成年月日を記載する。
- ・図面作成者を記載する。(住所・氏名・押印) (社印・調査士印・認印等)

(4) その他の添付資料

(ア) 未相続の場合：戸籍謄本、相続図、住民票等、遺産分割協議、遺言書の写し

(イ) 登記簿と現住所が違ふ場合：住民票

(ウ) 証する書類(管財人、精算人、成年後見人等)

(エ) 申請する土地が信託財産登記されている場合：信託目録(信託原簿)

(オ) 「差押」または「裁判所競売開始決定」の記載がある場合

登記事項証明書等に「差押」または「裁判所競売開始決定」の記載がある場合は、債権者または申立人の同意書等を添付。

(カ) 宗教法人：宗教法人法第23条に基づくそれぞれの宗教法人の規則が定める者。

なお、規則に別段の定めがない場合は、責任役員の議決により定めた者。

その場合は、責任役員議事録(作成例3を参照)を添付してください。

(キ) 邦人が外国に在住している場合

住所を確認できる資料として、日本の在外公館がある場合は在留証明書を、存在しない場合はその地域を支配する権限のある政府等からの証明書を添付。さらに、印鑑証明として、住所地の日本領事館等において印鑑登録した証明書を添付。

印鑑を使う習慣がなく印鑑証明書を得られない場合は、本人の署名、拇印等に相違ない旨を証明する住所地の日本領事の書面を添付。

(ク) 土地所有者が外国人である場合

本国に居住する外国人の場合は、各国政府等、または公証人の証明した居住及び署名(サイン)証明書を添付。証明付の日本語訳文も証明付きの日本語訳文も添付。

なお、日本国内に在留する外国人の場合は、在日各国領事館が発行する在留証明書及び署名(サイン)証明書を添付。

(ケ) その他：審査の中で必要となる場合は、ご連絡いたします。

※公的書類は、原本と写しを持参し、窓口で確認後原本は返還します。

(7) 用途廃止、売払申請を行う場合について、

用途廃止、売払申請に当たっては対側地及び隣接地の所有者の「隣接土地所有者の境界、用途廃止及び売払いに関する同意書」の添付が必要となりますので、境界協定同意印を頂く際に「同意書」を取っておくと手間が省けると思われます。この同意書は実印と印鑑証明書が必要となります。

IV 境界確定に関する注意事項

1. 境界確定書等の署名押印について

- ・委任状、市有地境界同意書等の署名押印は、必ず土地所有者等に説明し、理解した上で署名押印をいただいでください。
- ・不正による署名押印が発覚すると確定書等が取消し、無効となる場合もあり申請者及び隣接土地所有者に多大な迷惑をかけることとなりますのでご注意願います。

2. 境界確定書を取りに来てください

- ・境界確定書を審査し、相違ないことが確認できれば境界確定書が成立します。
- ・境界確定書に不備がある時は、補正が必要となります。
- ・境界確定書に不備が多い場合又は差し替えが必要な時は返却することもあります。
(確定書の補正及び返却を電話で連絡します。)
- ・確定書が出来上がったことを電話で連絡しますので、印鑑をお持ちの上、境界確定書を取りに来てください。(交付簿に受領印をいただくため)

3. 確認した境界について

- ・関係者の承諾書が全てそろって境界確定が完了した申請書及び境界確定書は、公文書として永年保存します。
- ・境界立会が不調に終わったもの、取り下げられた申請についても同様に保存しています。
- ・これらの書類は、関係者であればどなたでも閲覧できますが、書類のコピーや個人情報にかかるとものは閲覧できません。
- ・一度確定された境界は、水路の改修や擁壁の設置など、境界位置の構造の変更などにより境界が不明となった場合を除き、再度の確認は行いません。もちろん、土地所有者が変わっても境界は変わりません。
- ・確定した境界は、所定の手続きにより証明を受けることができます。
- ・境界を確認した際、強固な構造物がない場所などには金属鉋やプラスチック杭などを設置する場合がありますが、これらは将来的にも境界を明示しうる大切なものですので、移動や撤去されることのないよう、原則地先土地所有者の皆さんで管理をお願い致します。

4. その他

- ・市公共用財産との境界が確定したことにより、次のことを遵守願います。

- ・官地側に、はみ出している樹木等は出来る限り伐採、伐木、剪定をお願いします。
(通行、通水上や施設管理上で支障があるため。)
- ・官地側に、はみ出ている私有物の構造物等(塀・小屋・樹木)について、今後、建築及び増改築の際には撤去してください。(官地の不法占用物を無くすためとなります。)
- ・境界杭設置に関する高さやその後の復元等については、市では行うことはできませんのでご理解願います。
- ・境界確定に伴う苦情等は、実務取扱者の責任において解決を図ってください。
- ・他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。【刑法第 261 条】
- ・境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
【刑法第 262 条の 2】
- ・境界確定図以外の境界確定協議記録は、栃木市情報公開条例、栃木市個人情報保護条例により公開、開示されます。

境界確定申請書

年 月 日

栃木市長 あて

申請者住所

氏名 印

電話（ ） —

実務取扱者住所

氏名 職印

電話（ ） —

私（当社）の所有する下記の土地と公共用地との境界について確認下さるよう申請します。なお、私（当社）は、上記実務取扱者にこの境界確定の実務に関する一切の権限を委任します。

記

1. 申請地 栃木市 町 字 番地 地先
(所有地) (市道 号線・認定外道路・市有水路敷)
2. 申請理由 1.境界確定 2.登記申請（分筆・他（ ）） 2.開発許可申請
3.建築確認申請 4.工作物設置 5.売買 6.相続、贈与 7.財産保全
8.用途廃止、土地交換、寄附
9.その他（太陽光発電、 ）
3. 添付書類 1.現地案内図、位置図（目印となる施設から目的地へ至る経路）
2.法務局公図の写（土地所有者の住所、氏名、地目、地積
公図の転写年月日及び転写者の氏名、確認する部分を朱書き）
3.現況実測平面図
4.実測斜詰切絵図写し（公図と現況実測平面図と相違がある場合）
5.和紙公図、コンピューター化による閉鎖公図
（公図が地籍図の場合は添付）
6.周辺隣接地の境界協定図写
7.周辺隣接地の地積測量図
8.その他（申請に伴い必要となる書類）
・土地登記簿謄本、土地異動申告書、区画整理図、土地改良図等
座標一覧、重図、合図
4. 立会予定 書類審査の上、後日、担当より日時をご連絡いたします。

日 年 月 日 () 午前・後 時 分

5. 備考 (1)使用する街区基準点番号 () (計 点)
(2)他の公共用財産管理者との立会を希望する。(市役所 課)
国 ()、県 ()、市町村 ()

6. 文書番号 第 号
R -

境界確定書

栃木市長と申請者及び隣接土地所有者とは、公共用財産との境界に
関し協議を行い、別添確定図に表示された境界朱線を確認し合意しま
したので、本書を作成し各自署名押印のうえ提出いたします。

なお、今後第三者に土地の権利を移転する場合には、第三者に本書
並びに境界の承諾確認の事実及び地位を承継させます。

なお、本書は栃木市（管理者）及び申請者が保管する。

記

- 1 境界を確定し公共用財産
 - ①土地の所在
栃木市 地先
 - ②種類
道路（市道 号線、法定外道路） 水路
- 2 立会年月日及び立会人の氏名
年 月 日
- 3 協議が成立した日 年 月 日
- 4 境界標の番号及び位置 別紙確定図のとおり
- 5 添付図面 確定図、公図

令和 年 月 日

公共用財産（管理者）

栃木市長	印
（道路河川維持課扱い）	

申請地（土地所有者）

住所	
番 所有者	
氏名	印

隣接地（土地所有者）

住所	
番 所有者	
氏名	印

番 所有者	住所	
	氏名	印
番 所有者	住所	
	氏名	印
番 所有者	住所	
	氏名	印
番 所有者	住所	
	氏名	印

実務取扱者

住 所	
氏 名	職印

記入例

境界確定書

袋とじの場合は表裏に申請者及び同意者全員の割印を押してください

隣接土地所有者とは、公共用財産との境界に
関し協議を行い、別添確定図に表示された境界朱線を確認し合意しましたので、本書を作成し各自署名押印のうえ提出いたします。なお、今後第三者に土地の権利を移転する場合には、第三者に本書並びに境界の承諾確認の事実及び地位を承継させます。

なお、本書は栃木市（管理者）及び申請者が保管する。

記

1 境界を確定した公共用財産

①土地の所在

栃木市

地先

印

②種類

道路（市道 号線、法定外道路）

水路

2 立会年月日及び立会人の氏名

令和〇〇年〇月〇日 栃木太郎 大平華子 藤岡滋郎

令和〇年〇月〇日 相続人代表 都賀三四郎（被相続人 五十六）

印

土地家屋調査士 西方七朗

令和〇〇年〇月〇日 栃木市道路河川維持課 岩舟八郎 巴波九郎

郎

3 協議が成立した日 年 月 日

4 境界標の番号及び位置 別紙確定図のとおり

5 添付図面 確定図、公図

令和 年 月 日

公共用財産（管理者）

栃木市長

印

（道路河川維持課扱い）

申請地（土地所有者）

住所

番 所有者

自筆であれば、認印で可

氏名

印

隣接地（土地所有者）

住所

番 所有者

自筆であれば、認印で可

氏名

印

実務取扱者

住所

氏名

職印

確 約 書

栃 木 市 長 様

栃木市所管の公共用財産と下記土地との境界確定につきまして、相続人全員の境界同意書を提出することが出来ませんが、現地境界標のとおりで異議がありませんので、相続人の代表者として同意いたします。

なお、他の所有者（相続人）から当境界について疑義が生じた場合には、私が責任をもって解決にあたることを確約いたします。

記

1. 土地の表示

栃木市 町 字 番地

(市道 号線・認定外道路・市有水路敷)

2. 登記名義人

住所

氏名

令和 年 月 日

相続人代表

住所

氏名

(※)

(※) 自署しない場合、記名押印してください。法人の場合は、記名押印してください。

※相続関係図、戸籍、除籍等を添付のこと。

確 約 書

栃 木 市 長 様

栃木市所管の公共用財産と下記土地との境界確定につきまして、共有者全員の境界同意書を提出することができませんが、現地境界標のとおりで異議ありませんので、共有者を代表して同意いたします。

なお、他の所有者（共有名義人）から当境界について疑義が生じた場合には、私が責任をもって解決にあたることを確約いたします。

記

1 土地の表示 栃木市 町 字 番地
(市道 号線・認定外道路・市有水路敷)

2 登記名義人（氏名及び持ち分）

・
・

令和 年 月 日

共有者代表

住 所

氏 名

(※)

(※) 自署しない場合、記名押印してください。法人の場合は、記名押印してください。

※未相続の場合は、相続関係図、戸籍、除籍等を添付のこと。

共有者代表として署名・押印する者は、土地に対しての持分が、過半数以上且つ共有者人数の過半数以上です。

- ・ 共有者2名の場合→2名、共有者3名の場合→2名以上
- ・ 4人共有でA持分 1/16、B持分 3/16、C持分 4/16、D持分 8/16の場合。
 - ① A+B+Cの署名・承諾印だけでは権利で過半数を超えないので不可。
 - ② C+Dだけでは、人数及び権利で過半数を満たしていないので不可。
 - ③ A+B+Dにおいて、持分及び人数で過半数を超えるので可となります。

(参考法令) 民法 (共有物の管理)

第252条 共有物の管理に関する事項は、前条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。

境界確認申請取下書

年 月 日

栃 木 市 長 様

申請者住所.....
氏名.....印
電話() ー.....

実務取扱者住所.....
氏名.....印
電話() ー.....

年 月 日に申請しました、私共所有地と市道 号線・
法定外道路・水路との境界確定申請は、下記の理由により取り下げます。

記

◎申請地 栃木市 町 字 番地 地先

◎取下理由

1. 申請地が既に境界確認済みのため
(⇒境界確認書の再交付に切替申請)
2. 計画等の変更により、境界確認が不要となったため
3. その他(下記のとおり)

.....
.....
.....

全部事項証明書の甲区に競売の登記がされている場合に下記の様式で競売申立人から境界確定の同意書が必要となります。

年 月 日

同 意 書

栃木市長

様

競売申立人 住所

(差押債権者) 氏名

印

下記土地と隣接する栃木市所管公共用財産との境界確定に関して所有者が申請・立会い及び協定することについて、_____地方裁判所_____支部に競売を申立てた差押債権者として異議なく同意します。

記

1. 土地の所在・地番

2. 所有者 住所

氏名

全部事項証明書の甲区に差押え登記がされている場合に下記の様式で差押申立人から境界確定の同意書が必要となります。(仮差押えの場合は不要です)

年 月 日

同 意 書

栃木市長

様

差押申立人 住所

(差押債権者) 氏名

印

下記土地と隣接する栃木市所管公共用財産との境界確定に関して所有者が申請・立会い及び協定することについて、_____地方裁判所_____支部に差押を申立てた差押債権者として異議なく同意します。

記

1. 土地の所在・地番

2. 所有者 住所

氏名

年 月 日

同 意 書

栃木市長

様

権利者 住所

氏名

印

下記土地と隣接する栃木市所管公共用財産との境界確定に関して所有者が申請・立会い及び協定することについて、私が権利を有する土地をとして異議なく同意します。

記

1. 土地の所在・地番
2. 所有者 住所
氏名
3. 権利の種類

※権利の種類は、所有権、賃借権、地上権、抵当権、永小作権、質権、使用貸借権、賃借権等の種別を記入すること。